

現 場 説 明 書

1. 業務番号 7-都委託-03
及び業務名 都市機構仙台桜ヶ岡市街地住宅自家用電気工作物保安点検業務委託
2. 業務場所 仙台市青葉区桜ヶ岡公園4番1号地内
3. 現場説明事項
業務期間 令和7年4月1日 ～ 令和8年 3月31日 (日間)までとする。
但し、点検報告については、翌月5日までに提出すること。

業務内容 都市機構仙台桜ヶ岡市街地住宅自家用電気工作物(受変電設備・非常用予備発電装置)
にかかる保安点検業務

支払い条件 ①前払金 なし
②支払方法 毎月払い(業務完了後翌月末日まで支払う)
※上記支払いの際に発生する銀行振り込み手数料は、発注者の負担とする。

4. 質疑・回答 ① 質疑 令和7年3月21日(金) 10時までに書面にて提出のこと
② 回答 令和7年3月24日(月) 12時までにURLページで回答する
※担当 : 経営戦略班 FAX 022-261-0831
Mail: keiei@miyagi-jk.or.jp

5. その他 詳細は別紙仕様書による。

自家用電気工作物保安管理業務仕様書

委託番号 7-都委託-03

業務の名称 都市機構仙台桜ヶ岡市街地住宅自家用電気工作物保安点検業務委託

業務場所 仙台市青葉区桜ヶ岡公園4番1号地内

業務期間 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

宮城県住宅供給公社 住宅管理部 保全課			
保全課長	課長補佐	設備班長	担 当
			

概要

保安管理業務外部委託による自家用電気工作物保安管理業務

1 自家用電気工作物概要

① 都市機構仙台桜ヶ岡市街地住宅（240戸）

所在地：宮城県仙台市青葉区桜ヶ岡公園4番1号地内

・ 需要施設 容量：175KVA

電圧：6.600V

・ 非常用予備発電装置

容量：250KVA

電圧：210V

2. 適用範囲

- ・ 月次点検業務 月1回
- ・ 臨時点検 必要の都度
- ・ 年次点検 2月実施予定(年1回)

3. 実施者の資格

第三種電気主任技術者

4. 記録、報告等

点検記録等は、次の事項について作成し、監督員に提出すること。

- ① 緊急時連絡先一覧表 1部
- ② 点検業務報告書 1部

- ① については、着手届等と共に速やかに提出のこと。
- ② については原則としてA4版ファイルにまとめること。

5. 支払い方法

- 1) なし
- 2) 完了払い 業務完了後（毎月）
※上記支払いの際に発生する銀行振込手数料は、発注者の負担とする。

自家用電気工作物の保安管理業務に関する仕様書

1 契約対象自家用電気工作物の概要

- (1) 事業場の名称 都市機構仙台桜ヶ岡市街地住宅（240戸）
- (2) 事業場の所在地 宮城県仙台市青葉区桜ヶ岡公園4番1号地内
- (3) 需要設備
 - ア. 受電電圧 6,600 ボルト
 - イ. 設備容量 175 キロボルトアンペア
 - ウ. 非常用予備電装置
 - ①発電機定各出力 — 200.0キロワット
 - ②発電機定格出力 — 210ボルト
 - ③原動機の種類 — ディーゼル機関（パッケージ形）

2 委託業務の内容

- (1) 受託者は、月1回、「受電設備」及び「電気使用場所の設備」の自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の点検、測定を行い、その結果を記録し、係員に報告して確認を受けなければならない。
- (2) 受託者は、年1回、電気工作物の点検、測定及び試験等の精密点検を行い、経済産業省令が定める技術基準の規定に適合しない事項がある場合は、必要な指導または助言を行うものとする。
- (3) 受託者は、電気事故その他電気工作物に異常が発生し、また発生する恐れがある場合において、委託者若しくは東北電力株式会社等から通知を受けたとき、または受託者が監視中発見したときは、応急措置を指導し事故原因の探求に協力し、再発防止についてとるべき措置を指導又は助言するほか、電気事業法の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及びその手続きの指導を行わなければならない。
- (4) 受託者は、電気事業法107条第2項に規定する立ち入り検査には、立ち会わなければならない。
- (5) 受託者は、前項以外の保安業務で次に掲げる業務については、必要の都度実施しなければならない。
 - ア 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続の指導を行うこと。
 - イ 電気工作物の設置または変更の工事について、竣工検査並びに必要な助言を行う。
 - ウ 前各号のほか委託者の申し出による点検業務及びその他業務を行う。

3 指導、助言等

- (1) 受託者は、電気工作物の工事、維持及び運用について、委託者に対して定めてある「保安規程」を遵守するよう指導し、助言しなければならない。
- (2) 受託者は、受託者がその保安のためにする指導及び助言を尊重し、速やかに必要な措置を講ずるよう最大の努力を払うものとする。

4 連絡責任者等

- (1) 委託者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために受託者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとする。
- (2) 受託者は、必要に応じて連絡責任者を、受託者の行う保安管理業務に立ち会わせることとする。

5 器具、材料等

本業務に使用する器具、材料等はすべて受託者の負担とする。

6 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は協議して定める。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、労働安全衛生法及びその他関連法令を遵守して業務を行うものとする。
- (3) 保安管理業務外部委託承認の届出の手続きは、受託者が責任を持って行う。